岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和８年１１月２４日（火）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
技術検査課	建設業企画監	中島	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出納管理課	用度係	伊藤	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

１　概　要

公正取引委員会は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、令和８年９月２８日、違反事業者延べ５７社のうち、５１社に排除措置命令、５０社に課徴金納付命令を行った。

違反事業者のうち、２社が岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている。

２　対　応

岐阜県入札参加資格者名簿の登載業者である２社に対し、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第２第１項及び別表第２第２号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第２及び別表第２第２号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

なお、課徴金減免制度の適用を受けている１社は、同要領第４第２項の規定により短縮した停止期間とする。

３　停止措置業者及び停止期間

停止措置業者	停止期間	建設	物品
(株)シミズ・ビルライフケア （本店：東京都中央区）	令和８年１１月２５日から 令和９年２月８日まで （２．５カ月）	○	○
(株)ＪーＢＩＳメンテナンス （本店：東京都千代田区）	令和８年１１月２５日から 令和９年４月２４日まで （５カ月）	○	－

４　参　考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）

（資格停止）

第２　知事は、有資格業者が別表第１又は別表第２に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例）

第４　（略）

２　知事は、別表第２第２号及び第３号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第７条の４第１項から第３項までの規定により第７条の２第１項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあっては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第２、第３（第３項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の２分の１の期間に短縮するものとする。

別表第２

措　置　要　件	期　間
（独占禁止法違反行為） ２　業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反し、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	３カ月以上 ５カ月以内

○岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（抜粋）

（入札参加資格停止）

第２　知事は、有資格業者が別表第１及び第２に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

第４　（略）

２　知事は、別表第２第２号又は第３号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第７条の４第１項から第３項までの規定により第７条の２第１項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあっては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第２、第３（第３項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の２分の１の期間に短縮するものとする。

別表第２

措　置　要　件	期　間
（独占禁止法違反行為） ２　業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	３か月以上 ５か月以内